## 被災家屋の代替家屋に対する特例適用申告書

令和 6 年 11月 20日

長岡市長 磯田 達伸 様

T940-8501

申告者 住所(所在地) 新潟県長岡市大手通 1 丁目4番地16

氏名(名 称)長岡 太郎

電 話 番 号 0258 - 39 - 2213

能登半島地震により被災した家屋に代わる家屋を取得したので、地方税法第352条の3及び第704条の4の2の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

代替家屋	所有者	住 所 (所在地)	長岡市大手通1丁目4番地	16		
		氏 名	長岡 太郎			
		(名 称)	被災家屋の所有者との関係	☑本人	□その他(	)
	所 在 地		長岡市大手通1丁目4番地16			
	篆	爱 屋 番 号	4 番 16	床面積	110. 2	<b>3</b> m²
	共	卡 有 持 分		用途 (種類)	住宅	
	取得・改築年月日		令和 <b>6</b> 年 <b>11</b> 月 <b>15</b> 日	構造	木造	
	取得・改築の状況		✓新築 □中古家屋	の取得	□被災家屋の改築	

	住 所 所 (所在地)	長岡市大手通1丁目4番地16			
被災家	五 者 氏名 (名称)	長岡太郎			
	所 在 地	長岡市幸町2丁目1番地1			
屋	家屋番号	1 番 1 床面積 158.67 m²			
	共 有 持 分	用途(種類) 住宅			
	処 分 方 法	☑解 体 □売 却 □その他( )			

- 1 「代替家屋」とは、「被災家屋」代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 2 「被災家屋」とは、能登半島地震により滅失又は損壊した家屋をいう。
- 3 特例の適用要件及び必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## ◎ 特例の内容と適用要件

代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例内容と適用要件は、次のとおりです。

## 1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者(被災家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者)
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた時の相続人
- (3) 被災家屋の所有者に合併等が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は 分割承継法人
- (4) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する3親等内の親族
- ※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、特例の対象になりません。
- 2 被災家屋要件
  - (1) 被害認定が半壊以上
  - (2) 被災家屋を解体撤去又は売却等の処分をしていること
- 3 代替家屋要件
  - (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋であること
  - (2) 原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限る。
- 4 取得期間

令和6年1月1日から令和11年3月31日の間に取得したもの ※原則、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

5 特例の内容

固定資産税又は都市計画税の被災家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額されます。

## 

- 1 家屋が能登半島地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「罹災(被災)証明書」(写)
  - (1) 被災家屋が長岡市内にある場合は不要です。
- 2 被災家屋の所有を確認できる書類 ⇒ 「令和5年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
  - (1) 被災家屋が長岡市内にある場合は不要です。
  - (2) 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
- 3 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体完了届」(写)「売買契約書」(写)等
  - (1) 被災家屋が長岡市内にあり、解体済みの場合は不要です。
  - (2) 被災家屋の解体が決定しているが、実施まで時間を要する場合は⇒上記の書類等に代えて、「公的解体決定通知書」(写)、「解体契約書」(写)を提出してください。
- 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人、被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族、 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人であることを証する書類
  - ⇒ 「戸籍謄本(全部事項証明書)」(写)及び「住民票」(写)又は「法人の登記簿謄本」(写)
  - ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
  - ※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。